

## 北海道開発の軌跡 II

# 戦後北海道開発金融システムの形成過程

【第3回】

小磯 修二

釧路公立大学教授・地域経済研究センター長

前回まで

戦後北海道においては、GHQによる長期金融機構の再編の動きによって、北海道拓殖銀行の債券発行機能が失われることになり、北海道における長期資金供給体制の確立に向けて北海道は早急に対応を迫られ、北海道開発審議会における建議、大蔵省との交渉が進められた。

## 2 財政金融小委員会での議論

### (1) 財政金融小委員会の設立

昭和27（1952）年に北海道拓殖銀行の債券発行機能が廃止されたことによる北海道内での長期資金供給問題については、遺漏のない措置をとるという大蔵省の回答（前稿で紹介）にも関わらず、その後2年間の北海道における民間資金の動向、特に政府関係金融機関の北海道企業への融資実績は、対全国比6～7%にとどまり、開発上必要な民間産業資金ははなはだ不十分といわざるを得ない状態であった。

このような背景を受けて北海道開発審議会では、長期かつ低利な民間資金の確保の方策を検討するため、昭和29年12月に財政金融小委員会を設置した。小委員会は、合計5回開催されることになるが、これに先立ち、北海道開発庁では北海道開発金融公庫法案の具体的な検討を進め、昭和29年9月30日には拓銀、長銀、開銀、農林中金など

の金融機関らの代表を集めた懇談会を、同11月24、25日には地元北海道で、札幌通産局、道商工・水産・農務関係各部、道総合開発委員会事務局などとの協議を経て、昭和29年12月4日に第1回財政金融小委員会を開催するに至った。

小委員会での議論の経過を概括的にたどってみると、第1回では金融上の特別措置の必要性について確認するとともに、この問題に対処しうる四つの方向性を浮き掘りにした。第2回はそれらの方向性に沿ってさらに絞り込み、第3回では北海道産業の現況を振り返りながら議論を進め、さらに議論を専門的、具体的に進めるために五人委員会の設置を決定した。その後、五人委員会からの産業振興開発公社に向けての提案をもとに、第4回、第5回で公社構想が議論され、具体化が図られていった。ここでは、財政金融小委員会での議論経過を詳細に追ってみることとする。

### (2) 第1回財政金融小委員会

第1回財政金融小委員会は、昭和29年12月4日、以下のメンバー出席のもと、開催された。

#### 第1回財政金融小委員会の出席者

委員	小平 忠	衆議院議員
委員	堀 末治	参議院議員
委員	田中敏文(代)	北海道知事
委員	井上敏雄(代)	日本銀行副総裁

委員	原 邦道(代)	日本長期信用銀行頭取
委員	永田昌綽	北海道ソーダ(株)会長 (元拓銀頭取)
委員	太田利三郎	日本開発銀行副総裁
委員	植村甲午郎	経済団体連合会副会長
委員	江沢省三	農林中央金庫副理事長
委員	佐藤 鑲(代)	商工組合中央金庫副理事長
委員	黒澤西蔵	北海道開発審議会会長
委員	広瀬経一	北海道拓殖銀行頭取
オブザーバー	坂東秀太郎	北海道議会議員
オブザーバー	西田信一	北海道議会議員
オブザーバー	桑野秀治郎	北海道議会議員
開発庁	谷口次長	
開発庁	柏原主幹	
開発庁	桑原経済課長	
開発庁	他関係課長	

まず、財政金融小委員会開催の趣旨について踏まえておこう。黒澤会長は、北海道開発の最も重大な問題は政府の予算措置はもとより、これと並んで金融財政の確立が重要で、この点は併用して進めなければならない問題であるが、北海道開発庁設立によって予算措置については大きな前進を見たが、金融財政の点についてははまだ大きな前進が見られていないため、財政金融小委員会を設置したと挨拶のなかで述べている。

黒澤会長の挨拶の後、当時北海道ソーダ(株)会長(元拓銀頭取)の永田委員を小委員会委員長に選出し、永田委員長の進行のもと議論を進めることになった。

そして、北海道開発庁から今までの背景が次のような内容で説明される。

このころ北海道開発は、産業振興を最終目標にした北海道総合開発計画第1次5ヵ年計画を推進中で、計画実施から約3年を経過していた。しかし、北海道開発には諸般のマイナス要因が働いており、飛躍的な効果はあげられていなかった。計画の推進主体である北海道開発庁では、その根本的な問題を解決するためには、政府が北海道の産業について特別の措置を講じなければならないという結論に達していた。具体的には、産業振興のための公共施設への投資と同様の考え方で、産業振興のために金融措置を講ずべきであるという考え方である。

また、昭和27年5月には北海道開発庁から大蔵

省に対し、「北海道における長期資金の確保について」という照会文書(前稿参照)が提出されており、これについて大蔵省から得られた回答の内容も北海道開発庁を動かす大きなきっかけとなっていた。この文書は、野田卯一北海道開発庁長官時代(昭和26年7月4日～昭和27年10月30日)に作成したもので、「北海道開発金融公庫法」制定の意向を示すとともに、当時国会に提案された長期信用銀行法案成立による北海道における長期資金調達の喪失を重大な問題としてとらえていることを伝えている。当時の大蔵省とのやり取りについて、北海道開発庁の桑原経済課長は以下のように説明した。

「お手許に差し上げました資料のうち、北海道における長期資金の確保についてという報告書がございます。これは野田大臣時代に作成して、時の舟山次官に差し上げまして、舟山次官から御返答を頂きました返書の骨子でございますが、問題は只今次長が申上げましたように、内地と著しく自然的、社会的条件を異にしますところの北海道におきまして、豊富な資源を有効に、且つ適切に開発するためには、多額の資金の導入が必要なわけでございます。時に政府の資金は申すまでもなく、民間資金についても極めて長期で低利な資金の導入を必要とするわけでありますが、その際たまたま開発庁ができてから約2年ばかりたちまして、長期信用銀行を政府で設立する問題が出たわけであります。その際北海道は極めて特殊な事情があるから、北海道拓殖銀行は従来の実績に即して、拓殖銀行については北海道開発の上から債券発行の業務を停止しないでもらいたいということを強硬に政府に申入れたわけでありますが、政府といたしましても、銀行政策の見地からいって、北海道のみ特殊な措置を講ずることはむずかしいという経緯がございまして、北海道の開発の上で資金の面その他困ることがあったら何でも言ってよこせ、それについては銀行局も責任を以て善処するという言葉を頂きましたのが、一番終りに載っておりますところの舟山次官から開発庁次長宛ての公文になっております。その公文によりますと、北海道の資金量が、従来拓銀でやっておったよりも減らさず漸次増加をさせて行くように工夫をする。たまたまその当時は日本開発銀

行の支店というものがまだ札幌に設けられておらなかったもので、その支店の設置も早急にやる。それから新たに設置せられますところの長期信用銀行については、特に北海道については特段の創意工夫を加えるということで、結果といたしましては大阪と北海道にのみ長期信用銀行の支店があるのでありますが、北海道については特別の措置を講じて頂いたわけでありまして、それから、農林漁業、中小企業の金融の問題についても、でき得る限り便利を図り、又拓殖の存在意義についてもできるだけの措置を講ずるといふ公文を頂いたわけでありまして。

当時、北海道開発庁は、公共事業費の国の総投資額の約14%を北海道が占めていることから、政府関連の金融機関の投資額についても全投資額の14.5%を目指していた。しかし、北海道への投資の概算は、ほぼその半分の7.4%程度という実情であり、金融面における課題が表面化していた。

こうした背景のなか、大野長官就任に際して、北海道開発金融公庫構想に基づいた金融機関設置構想が発表されたのだが、この構想については、各金融機関から、どのような事業計画に投資するのかということが大きな問題となり、また、資金量さえ増やせば北海道の民間事業が振興されるという考え方では資金不足の際の課題が残るといふ問題も指摘され、「如何なる事業に如何なる金を投ずれば北海道の経済開発上プラスになるであろうか」といふ命題が提起されたのである。

そこで、北海道開発庁では、北海道開発局、通算局、道庁等とともに、開発上特に融資を要する事業についての目標を設置した。これは現行の金融機関が融資している事業、あるいは融資し得る事業を除いたものである。具体的な事業内容は、(1)石炭利用工業、(2)ゲルマニウム工業、(3)ポリ尿素関連工業、(4)北海道ガス工業、(5)化成炭の製造工業、(6)木材の利用工業、(7)木材の糖化事業、(8)風力発電事業などであった。

北海道開発庁から以上のような経過説明があった後、小委員会は各委員の意見交換に入る。各委員からは比較的慎重な意見が多く見られる。

例えば、黒澤会長からは、こうした金融機関を立ち上げるについては、政府が金融機関に対して保証する道がなければ金融機関は投資ができない

という、政府のリスク管理についての意見が出されている。これに対して桑原経済課長は、道庁は5億円の保証金を出して30億円の融資をしているが、その損害率は3%程度であり、また、金融公庫のようなもの、あるいは何か特殊の金融上の措置が考えられる場合には、当然政府が最悪の場合損失をこうむることを考えていなければ、この問題は解決できないと回答する。さらに、江沢委員からは、これらのやり取りに対して、3%や5%の損害では済まない、長期にわたるものはかなりの危険を見込まなければ失敗するという指摘があり、さらに、政府は金融公庫や特融機関をいろいろと作っているが、金融機関を作れば金が集まって金融が楽になるわけではなく、政府が金を出すか、民間から金を吸収するか二つの道しかないわけで、「自然に湧いてくるものではないのだ」といふ厳しい意見が寄せられた。また、江沢委員は、保証や利子補給などの措置で、ある程度まで民間の資金は維持できるし、それで足りなければ特別会計や予算措置でやるので十分ではないかといふ、特別な組織を設けることについて否定的な意見を持っていた。

ところで、この日の委員会では、議論のためのたたき台として、北海道開発庁から、野田大臣時代に作成された「北海道開発金融公庫法案」が資料として配布された。その内容は以下のようなものであった。

## 北海道開発金融公庫法案（仮称）要綱（未定稿）

### 第一章 総則

#### （目的）

第一 北海道開発金融公庫（以下単に「公庫」といふ）は北海道開発法に基づく総合開発計画の実施に寄与するため、その開発を促進するために必要な長期資金で他の金融機関から融通を受けることが困難な資金を供給することを目的とする。

#### （法人格）

第二 公庫は公法人の法人とする。

#### （事務所）

第三 公庫は主たる事務所を札幌に置く。

2 公庫は東京及び北海道に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四 公庫の資本金は二十億円とし政府がその金額を出資する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第五 公庫に役員として理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の任命)

第六 理事長及び監事は内閣の承認を得て主務大臣が任命する。理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

(役員及び職員の地位)

第七 公庫の役員及び職員は国家公務員とする。

第三章 業務

(業務の範囲)

第八 公庫は第一に掲げる目的を達成するため左の業務を行う。

一 北海道に於ける総合開発の促進に寄与する設備（船舶及び車両を含む）の取得改良又は補修に必要な資金で他の金融機関から融通を受けることが困難なものを貸付けること。但しその貸付に係る貸付金の償還期限は一年未満のものであってはならない。

二 開発資金の調達のために発行される社債で証券業者等が応募又は引受けをすることが困難なものに応募すること。但しその応募に係る社債の償還期限は一年未満のものであってはならない。

三 開発資金に係る債務を保証すること。但しその保証に係る債務の履行期限はその債務の保証の日から起算して一年未満のものであってはならない。

四 前各号に附帯する業務

2 前項第一号から第三号までに規定する資金の貸付社債の応募又は債務の保証は当該貸付に係る資金の償還、当該応募に係る社債の償還、又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合に限り行うことができる。

(債務保証等の限度)

第九 第八の第三号の規定による保証に係る債務の現在額及び第十七に掲げる借入金の額の合計額は、第四に規定する資本金の全額をこえることとなつてはならない。

(業務方法書)

第一〇 公庫は業務開始の際業務方法書を定め主務大臣に提出しその認可を受けなければならない。これを変更しようとするときもまた同様とする。

(業務の委託)

第一一 公庫は主務大臣の許可を受けて北海道に本店を有する銀行に対し貸付に関する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収、その他貸付及び回収に関する業務を委託することができる。但し貸付の決定についてはこの限りでない。

第四章 債券及び発行

第一二 公庫は資本金の金額の二十倍に相当する金額を限度として北海道開発金融債券（以下「債券」という）を発行することができる。

第一三 公庫は債券を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

第一四 政府は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の規定にかかわらず債券について元本の償還及び利子の支払を保証することができる。

(以下略)

この法案は、野田長官時代に急いで作成されたもので、もちろん大蔵省との正式な折衝には至っていないものであり、あくまで小委員会での具体的な議論を引き出すために用意されたものである。

しかしながら、その後の小委員会の議論は、事務局側の意図とは違って、金融だけでなく、より総合的な機能を有するシステムが必要であるという方向に向かっていく。

#### 参考文献

『北海道東北開発公庫年史』（日本政策投資銀行）／『北海道東北開発公庫二十年史』（公庫20年史編纂委員会）／『北海道拓殖銀行史』（北海道拓殖銀行）／『新北海道史』／『北海道開発庁二十年史』／『北海道開発審議会資料』／『北海道開発関係記事』（北海道新聞）／『北海道開発回顧録』（黒澤西蔵著）ほか

#### profile

小磯 修二 こいそ しゅうじ

1948年大阪市生まれ。'72年京都大学法学部卒。北海道開発庁（現国土交通省）を経て、'99年6月より現職。